



「夏も近づくと八十八夜～」で始まる皆さんご存知の歌「茶摘」ですが、八十八夜とはいつのことなのでしょう。八十八夜とは、立春から数えて88日目の日を指し、毎年5月2日頃がこの日にあたります。この時期は、明け方にかけて遅霜（おそじも）が発生しやすく、農作物に被害が出るおそれがあり、農家に對して特に注意を喚起するために八十八夜という雑節が作られたそうです。ちなみに5月6日は「立夏」で暦の上では夏が始まります。

～ 同族会社の役員報酬額設定 ～

2015年3月まで25.5%だった法人税率ですが、これまで段階的に引き下げられてきており、**今年4月以降は23.2%**になります。

これにより法人住民税・事業税も併せたトータルの税負担を表す「**法人実効税率**」は**29.74%**となり、15年3月までの34.62%と比べると約5%分が引き下げられることとなります。

一方、所得税は増税が進んでおり、17年には最高税率が40%から45%に引き上げられるなど、特に高所得者層の税負担が重くなっています。

このような状況で、税負担を会社と個人のトータルで判断する同族会社の社長は、**役員報酬を減らし、代わりに法人税を支払うことで、結果として手元（会社）に残るお金が多くなる**ことがあります。

下記で具体的に見ていきましょう。

個人には所得に応じて税率が5%から45%に区分（累進税率）された所得税と、別途、更に10%の住民税が均一にかかります。

法人には、所得800万円までは15%、それを超える部分は23.2%の法人税と、地方税の法人住民税・法人事業税が課税され、合計で所得の29.74%が納税額となります。



例えば個人の所得税（+住民税）の税率は、課税所得が330万円超695万円だと30%なので、法人税率の29.74%をわずかに上回りますので、**課税所得が330万円を超える部分は法人税で納めた方が税金（個人所得税+法人税）は得になります。**

具体例：役員報酬15百万円を10百万円減額し、その分法人の利益を計上して法人税を納税！

役員の年収が15百万円の場合：所得税・住民税合計約400万円

役員の年収を5百万円に減額：所得税・住民税合計約60万円

法人の所得が1千万円の場合：法人税・地方税合計約260万円

役員報酬を減額して
法人で利益計上する

元の報酬設定の時より法人と役員個人のトータルで約80万円税金を減らすことが出来ます。

上記の例は極端な例ですので、勿論役員個人の生活費などを勘案される必要はありますが、**役員報酬を減額すると税金だけでなく健康保険料や厚生年金保険料の負担が減るというメリットもあります。**

個人の所得税に関しては、給与所得控除の上限引き下げや基礎控除の所得要件導入などでさらに税負担が増える見通しです。

業績がアップした分を役員報酬に置き換えるより、法人所得として残して法人税を納めた方が得になることも多くなります。

役員報酬の設定は自社に最も有利になるように慎重に設定しましょう。

【留学生アルバイトの源泉徴収】

最近では外国人留学生を雇用する企業も増えているようです。留学生に給与を支払う場合、税務上どのような取り扱いが必要なのでしょうか。

結論から言うと、**留学生でも給与からの源泉徴収が必要になります。**

その場合、居住者か非居住者か（勤務期間が1年以上か1年未満か）で取り扱いが変わってくるので注意が必要です。

勤務期間が1年未満の場合は、非居住者となり20.42%の源泉徴収が必要です。

勤務期間が1年以上の場合は、居住者となりますので日本人と同じ取扱いになります。



ただし、日本と外国人留学生の出身国との間に租税条約が結ばれている場合は、一定の手続（租税条約に関する届出）を行うことにより租税条約が優先適用され所得税の全部、または一部が免除されます。

例えば中国からの留学生の場合、生活費や学費の為のアルバイト代であれば全額免税となります。ただし通っている学校によって適用できない場合もあるので注意が必要です（日本語学校は適用できません）。

外国人留学生を採用する際には、出身国や通っている学校を確認し手続きに不備が無いよう気を付けましょう。

✿NISA非課税期間終了時✿

投資して得た利益がすべて非課税となるNISAですが、年間投資上限額が120万円、非課税期間5年間ではなかなかまとまった利益は生まれないのではないのでしょうか。

通常非課税期間が終わるとNISA用の口座残高は課税口座に移されますが、「ロールオーバー」と呼ばれる制度を使うとNISA口座に残った残高を使って、再びその年から5年間、非課税で投資を続けられることになっています。

しかもその際に元手となる投資資金は、2017年度税制改正で上限が撤廃され、青天井となっています。NISAを利用している方は検討してはいかがでしょうか。

✿スタッフブログ✿

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
望んでいた成長のチャンスが巡ってきそう。調書や特技を見つめなおし、自分らしさを積極的にアピールしましょう。	ストレスが溜まって不安定な気持ちになりがち。1人で抱え込まずまずは身近な人に相談してみましょう。	成功している人をまねることで運勢が上がりそう。気になる人をよく観察したり、情報収集してみましょう。	心理的不安が金運に影響しそう。衝動買いやストレス発散の為の無駄遣いなど浪費に気を付けましょう。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。